

令和 7 年度 「地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の機能強化に向けた支援」 実施要領

1 目 的

地域の高齢者の総合相談窓口としての機能を有する地域包括支援センターの総合相談支援事業においては、対応する職員の負担感が大きく、また、近年は、複合的な課題を抱える困難事例の相談が増加しており、地域包括支援センターが解決に苦慮する事例が増えている現状があります。

令和 6 年 4 月 1 日施行の介護保険法の一部改正における地域包括支援センター業務の見直しに関する事項の趣旨を踏まえ、本県における相談支援体制の強化を図るため、各地域包括支援センターを訪問し、総合相談支援事業の機能強化に向けた相談支援を行います。

2 実施主体

岩手県、岩手県高齢者総合支援センター（受託運営：公益財団法人いきいき岩手支援財団）

3 実施日時

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日の期間

4 実施方法

当日は、事前ヒヤリングシートを基にして相談支援を行います。

訪問日の 1 週間前を目途に当センターあて（✉ ken-sien@silverz.or.jp）にご提出ください。

5 対象圏域及び対象者

- (1) 対象圏域 4 圏域（県央・県南・沿岸・県北）で各 2 回程度
- (2) 対 象 者 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業に携わる職員等

6 その他

本事業については、県より受託している地域包括ケアシステム基盤確立事業「地域包括ケアシステム構築支援に係る市町村個別ヒアリング」と同日程で行います。

また、訪問した結果については、当センターが実施する研修やアドバイザー等派遣事業、権利擁護相談等の運営の参考とします。

7 お問い合わせ（事務局）

岩手県高齢者総合支援センター 担当：玉山・櫻田
(Tel 019-625-7490 ✉ ken-sien@silverz.or.jp)